

生徒指導研修資料 Vol.1



平成 29 年 3 月
新潟県教育委員会

生徒指導研修資料 Vol. 1 の発行にあたって

平成 24 年 7 月に、県立高等学校の生徒が、自ら命を絶つという痛ましい出来事がありました。

この事案に関する第三者調査委員会の報告書が、平成 28 年 7 月に県教育委員会に提出されましたが、その中では、「生徒指導を行動変容のみを目指すものとせず、生徒が抱える問題に寄り添い、児童生徒の内面の成長を促すものとする必要がある」など、生徒指導等の在り方について、いくつかの提言がなされています。

このことを受けて、県教育委員会では、平成 28 年 8 月に、臨床心理、情報教育、教育相談、青少年の健全育成に係る外部有識者と学校の教職員などから構成される「生徒指導等の在り方検討ワーキンググループ」を設置し、教職員の生徒指導力の向上や学校の生徒指導体制の充実のための研修資料を作成することとしました。

ワーキンググループで検討を重ねた結果、まとめられたものが本研修資料であり、教職員が生徒指導の力量を高めるため、校内研修を行う際のケーススタディや参考資料等を掲載しています。冒頭の「本研修資料について」に従ってグループワークを行うことにより、事例研究をとおして、各人が生徒指導についての考えをまとめられるように構成されています。

各校においては、本研修資料を活用した研修を実施することによって、調査報告書の提言を、自校の生徒指導の取組に活かし、同種の事案が起きないように、生徒指導体制の充実に取り組むようお願いいたします。

なお、本研修資料は、今後、各校での実施状況等を反映させるとともに、様々な知見の蓄積を踏まえて、改定していく予定です。

この研修資料に基づき、校内研修を進め、各校の実態に合わせ、実効性のある生徒指導体制を構築するとともに、教員一人一人の様々な生徒指導の課題に関する認知や対応能力を向上させるよう期待します。

また、本WGとして、生徒指導の在り方について、以下のとおり、提言します。

(教職員として)

- 教職員は、問題行動の背景となる生徒自身の物事の捉え方や思考のプロセスを理解すること
- 教職員は、生徒との対話や対応が一方的になっていないか、ステレオタイプな見方をしていないか等について、セルフチェックするスキルを身につけること

- 生徒の感じ方、とらえ方は多様であり、教職員にとっては些細なことであっても、時に重大事案につながる場合もあることを踏まえ、教職員は、様々な事例をとおして、生徒指導に係る研修を行うこと
- 生徒が自ら命を絶つことがないように、教職員一人一人が大切な命を預かっているという職責の重さを改めて自覚し、研鑽を積んでいくこと

(学校として)

- 学校は、実効性のある生徒指導の実施に向け、校内研修の充実を図るとともに、自校の課題や、その解決に向けた目標、指導方針、行動計画の共有を通して、同僚性や協働性を高めること
- 学校は、教職員が、一人で生徒の悩み相談等の情報を抱え込むことをなくし、チームとして生徒指導に取り組むこと
- 学校は、生徒の人間としての尊厳を守りつつ、内面の成長を促す生徒指導を行うため、校長のリーダーシップの下、一貫した指導を行うこと

(いじめ問題に対して)

- いじめ等、問題行動は、どの学校にも、どの生徒にも起こりうるという認識に立ち、日々の生徒指導の充実や報告・連絡・相談の体制づくり、未然防止に向けた生徒指導体制の構築が必要
- いじめの定義や態様、積極的認知の方法などの具体例をとおした校内研修により、いじめの正しい理解や積極的な認知がいじめの抑止につながることなど、教職員一人一人のいじめ認識を高めること
- いじめが心身に及ぼす影響などを踏まえ、生徒理解の視点に立って、被害者の心情や背景に寄り添うなど、教職員の当事者意識が重要
- 教職員の言動が、生徒や集団に与える影響は、小さくないことから、教職員が発する言葉や態度で、いじめや問題行動の助長される場合がある。そうしたことがないように、生徒が安心して生活できる学校環境づくりが重要
- いじめや問題行動の未然防止が重要であり、そのためには、日々の教育活動をとおした良好な人間関係づくりが必要である。学校は分かる授業・できる授業をはじめ、一人一人を大切にし、生徒が中心となる教育活動により、いじめや問題行動が起きない学級・学年・学校風土づくりに力点をおくことが必要

(情報化の進展について)

- インターネット等の社会環境の変化に振り回されることなく生徒との関係性を重視した関わり方、コミュニケーション能力向上のための研修が必要
- 情報化社会の進展に伴い、生徒にとって、現在のコミュニケーションツールは、生活に欠かせないものであるという視点で、教職員は、生徒指導を行うこと

(外部との連携について)

- 学校や教職員が、できることとできないことがあることを踏まえ、事例によっては、早い段階から、外部との連携が必要
- 学校や教職員は、保護者と連携して生徒指導に取り組む必要がある。日頃のPTA活動を利用した情報発信や協働が必要

平成 29 年 3 月

生徒指導等の在り方検討ワーキンググループ一同

目次

はじめに

本研修資料について	1
本県の高等学校等の生徒指導に係る現状について	3

ケーススタディ

ケーススタディ 1（「死にたい」と訴える生徒への対応）	6
ケーススタディ 2（問題行動を起こした生徒及び保護者への対応）	9
ケーススタディ 3（加害者が特定できない「いじめ」への対応）	12
ケーススタディ 4（教員の「いじめ」に関する認識の共有）	15
ケーススタディ 5（生徒の自殺）	17

参考資料

資料 1 「自殺予防に関する Q&A」	24
資料 2 「不幸にして自殺が起きてしまったときの対応」	28
「自殺予防について、教師のできること・できないこと」	33
資料 3 「保護者等対応資料」	34
資料 4 アイスブレーキング事例	37
資料 5 対応メモ様式	39
資料 6 研修振り返りシート	41

本研修資料について

1 目 的

本資料掲載の生徒指導に係るケースについて、グループワークを行うことで教職員の生徒指導に対する認識の共有、行動の一元化を図るなど、各校の生徒指導体制等の充実を目的とします。

2 使用方法

各ケースについて、3～6人程度によるグループワークを行います。ケースは、概要だけで、情報が十分ではない部分もあります。各校の実態に合わせ、ケースに情報を加えるなど、工夫をお願いします。

(校内研修実施前)

- (1) 学校運営委員会等が、研修期日、グループワークのファシリテーター（調整役、進行役）を誰にするか等を決めます。

※ファシリテーターには、生徒指導主事、学年主任など数名を指名してください。各ファシリテーターが、グループの進行役を務めます。

※学校は、必要に応じて、指導主事による訪問指導を依頼してください。

- (2) ファシリテーターに指名された教員等が、本資料中のケース内容についての検討等、研修の実施方法やグループ分け等の協議を行います。

※研修の円滑な実施に向けて、「アイスブレイキング」に係る資料を添付していますので、参考にしてください。（アイスブレイキング：研修会等で、参加者が打ち解けやすくするために行う活動のこと）

- (3) (2)の協議内容について、校長が決裁し、研修を実施します。

(校内研修実施日、実施後)

- (1) 全体の進行役は、管理職が行います。
- (2) 各ファシリテーターが、各グループの進行役を務めます。
- (3) ケースに係る協議、発表、振り返りを繰り返し、全教職員の認識の共有、行動の一元化を図ります。
- (4) 記録を残し、全教職員で共有します。

3 留意点

- (1) 異なる学年、分掌、年代、性別によりグループ分けをしてください。
- (2) ケーススタディの進め方
 - ・ ケース1～5がありますが、ケース1～4を実施後に、ケース5を実施してください。
 - ・ 1 ケースあたり、1 時間程度を目安としてください。
 - ・ 1 回の研修会で、すべてのケーススタディを行う必要はありません。
各学校の実態に応じて、実施してください。
- (3) グループワークでは、他者の意見を否定せず、他者の意見を最大限尊重してください。
- (4) ファシリテーターは、グループワークにおいて、具体的な議論になるよう会の進行に努めてください。例えば、問題行動のあった生徒への声かけのタイミング等についての話し合いを行うなど、他の教職員の考えを受容し、自身の指導の在り方を振り返らせるなどの工夫をしてください。
- (5) 研修会最後には、管理職や生徒指導主事等による講評を行ってください。

本県の高等学校等の生徒指導に係る現状について

1 問題行動の現状（文部科学省 平成 27 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より）

いじめの認知件数	新潟県		全国	
	H27	H26	H27	H26
小学校	1,705	726	151,190	122,734
中学校	1,147	663	59,422	52,971
高等学校	193	136	12,654	11,404
特別支援学校	10	0	1,274	963
総計	3,055	1,525	224,540	188,072
千人あたりの認知件数	12.5	6.1	16.4	13.7

不登校生徒		新潟県		全国	
		H27	H26	H27	H26
小学校	不登校児童数	458	436	27,581	25,864
	全児童数に占める割合	0.40%	0.38%	0.42%	0.39%
中学校	不登校生徒数	1,633	1,692	98,428	97,033
	全生徒数に占める割合	2.63%	2.64%	2.83%	2.76%
高等学校	不登校生徒数	1,158	1,118	49,591	53,156
	全生徒数に占める割合	1.86%	1.77%	1.49%	1.59%

※平成 26 年 3 月「新潟県いじめ防止基本方針」で、「いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうる」と指摘

※平成 28 年 7 月「不登校に関する調査研究協力者会議」で、「不登校は取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得ることとして捉える必要がある」と指摘

2 特別支援の現状（文部科学省 平成 21 年 8 月 特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議報告高等学校ワーキング・グループ報告より）

- ・小・中学校の通常の学級に 6 %程度の割合で発達障害のある児童生徒が在籍している可能性があることから考えると、97%を超える進学率である高等学校においても発達障害により支援が必要な生徒が多く在籍していると推測される。 ※H28年度 本県の高校進学率 99.6%

3 平成28年の主な法整備

- (1)障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行（H28. 4. 1）
 - ・不当な差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の提供
- (2)自殺対策基本法の一部を改正する法律の施行（H28. 4. 1）
 - ・学校の自殺予防教育実施を規定
- (3)発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行（H28. 8. 1）
 - ・発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮

以上から、生徒指導上の問題は、特定の生徒だけではなく、生徒全員を対象にした対応とする必要があります。

昔ながらの思い込みを捨てられず、特定の生徒や特定の行動にばかり目を向け、そうした生徒を特定して効率的に指導を済ませたいと考えてしまうのではなく、学校は、全生徒を対象とした全職員による組織的な取組を推進する必要があります。

4 後期中等教育段階の生徒指導に求められること

●働きかけ

学習指導の中心となる教科の指導場面においてなされるものも含め、生徒の自発的かつ主体的な成長・発達の過程を支援していくような教員の働きかけが求められる。

そのためには、

- ・生徒、保護者、地域との積極的なコミュニケーション
- ・生徒の主体的な学びを導き出すアクティブ・ラーニング
- ・生徒に対して、将来のために、今、何をなすべきか諭すこと、習得した知識や技能をどう活用すれば、自他共に幸福となるかを想像させることに留意することが大切である。

●生徒受容

学校教育全体で、一人一人の生徒の健全な成長を促し、生徒自ら現在及び未来における自己実現を図っていくための自己指導能力を育成するための生徒受容が求められる。

そのためには、

- ・自分に悩んだり、人間関係につまずいた生徒を受け止め、支えること
- ・問題行動に対して、最初から解決を目指すのではなく、まずは生徒の気持ちを受け止めること
- ・生徒の心情に配慮しながら、その問題行動の背景には何があるのか、一緒に考えること

に留意することが大切である。

●協働性、同僚性

教科指導や生徒指導など、教員としての本来の職務を遂行するために、教員間で学び合ったり、支え合ったりする協働性や同僚性が発揮されることが求められる。

そのためには、

- ・校長のリーダーシップのもと、全職員で情報を共有し、分析、評価、対応、振り返りができる仕組みを構築すること
- ・チームとして、学習指導、生徒指導に取り組むこと
- ・各種課題や問題に対する共通認識、行動の一元化を図ること

に留意することが必要である。

●治療的予防と教育的予防

課題のある生徒を特定し、指導により変える（直す）ことで、教員が主導して問題解決を図る治療的予防と、教員の指示の下、すべての生徒が変わる（育つ）ことで、生徒自らが問題の回避や解決を図るよう促す教育的予防が求められる。

そのためには、

- ・ 早期発見、早期対応、早期解消を図るための教員の認知力や指導力の向上を図るための研修の充実
- ・ 授業や行事等の実体験・実生活の中で、児童生徒自らが人と関わる際の態度を改めたり、望ましい関わり方に気づいたり、集団の一員としての役割を果たそうとするよう促す働きかけ

に留意することが必要である。

ケーススタディ 1（「死にたい」と訴える生徒への対応）

1 概要

女子生徒AとBは、高校入学以来、友人関係にあり、校内でも常に二人で行動している。

A、Bともに、3年1学期は順調に高校生活を送っていたが、Bは、夏休みに、進路をめぐる親とのトラブル（経済的な理由から進学を断念すること）があり、2学期に入ると欠席がちとなり、Aとも疎遠となった。2学期の期末考査の頃、Bは、Aに対し、「自分がこんな状況になったのは、Aが私を避けるからだ」とのメールを送るとともに、担任に「Aからいじめられている」「いつもみんなから監視されている」「死にたい」などと訴えた。

2 グループワーク

このケースにおけるBの訴えへの対応を、下のポイント1～4の順に考えてください。

【ポイント】

- 1 Bを受容し、背景を理解する場合に留意すべきこと
↓
- 2 学校としてできる支援体制
↓
- 3 保護者との連携で必要なこと
↓
- 4 Aほか、他の生徒への対応で必要なこと

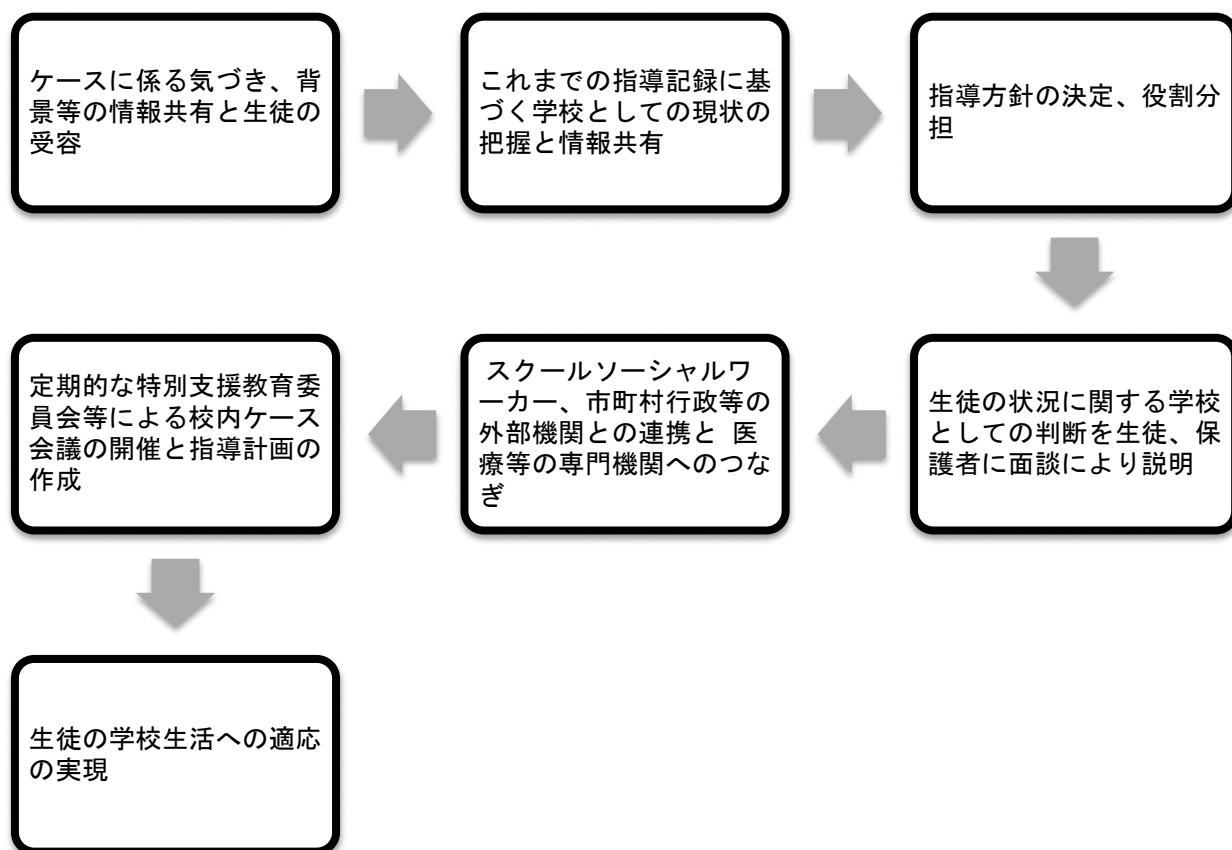
3 解説

※以下は、ポイントのうちの一つです。様々な視点から、話し合いを進める一つの材料としてください。

(ケースのポイント) 医学的、精神保健的視点

「自分がこんな状況になったのは、Aが私を避けるからだ」「いつもみんなから監視されている」「死にたい」などの訴えは、心のケアが必要な状況であると判断される。

(校内での検討・対応フロー)



(留意点)

- ・ 外部機関と連携した支援体制
- ・ 生徒や保護者に学校の判断等を伝える際には、正確な記録に基づき、生徒や保護者の心情に配慮した説明であること。また、担任だけでなく、管理職、養護教諭等も必ず加わり、生徒及び保護者に面談により説明のこと。記録も正確に残すこと。（資料1 「自殺予防に関する Q&A」参照）

4 振り返り

「指導記録の適正管理、情報共有」「生徒や保護者の心情に配慮した対応」「外部機関との連携」「指導計画の作成」「ケース会議の開催」の観点から勤務校の現状を振り返り、改善策を協議してください。

5 発表と記録の保存

ケーススタディ 2 （問題行動を起こした生徒及び保護者への対応）

1 概要

平成〇〇年 10 月昼休み、生徒 A（高校 1 年男子）が、同じクラスの生徒 B に対して、自分の言うことを聞かないことを理由に、一方的に暴力を振るったので、学年と生徒指導部による周辺生徒からの聞き取りや過去の指導経過等による事実確認をもとに、校長は、当分の間、特別な指導を行うこととした。

校長が指導について、保護者同伴のもと、生徒に申し渡しを行った後、担任と生徒指導主事が、保護者に対し、学校と家庭が連携した指導や特別な指導の期間中の取組内容を伝えたところ、A の保護者は、「うちの子だけが悪いのではない。ただのけんかじゃないか」との主張を繰り返し、指導に協力的ではなかった。

2 グループワーク

このケースにおける対応を、下のポイント 1 ～ 4 の順に考えてください。

【ポイント】

- 1 A を受容し、背景を理解する場合に留意すべきこと
↓
- 2 1 を踏まえた事実確認の方法として留意すべきこと
↓
- 3 保護者から協力を得るためにはどうすべきか
↓
- 4 保護者と A の課題や背景を共有するにはどのような方法が有効か

3 解説

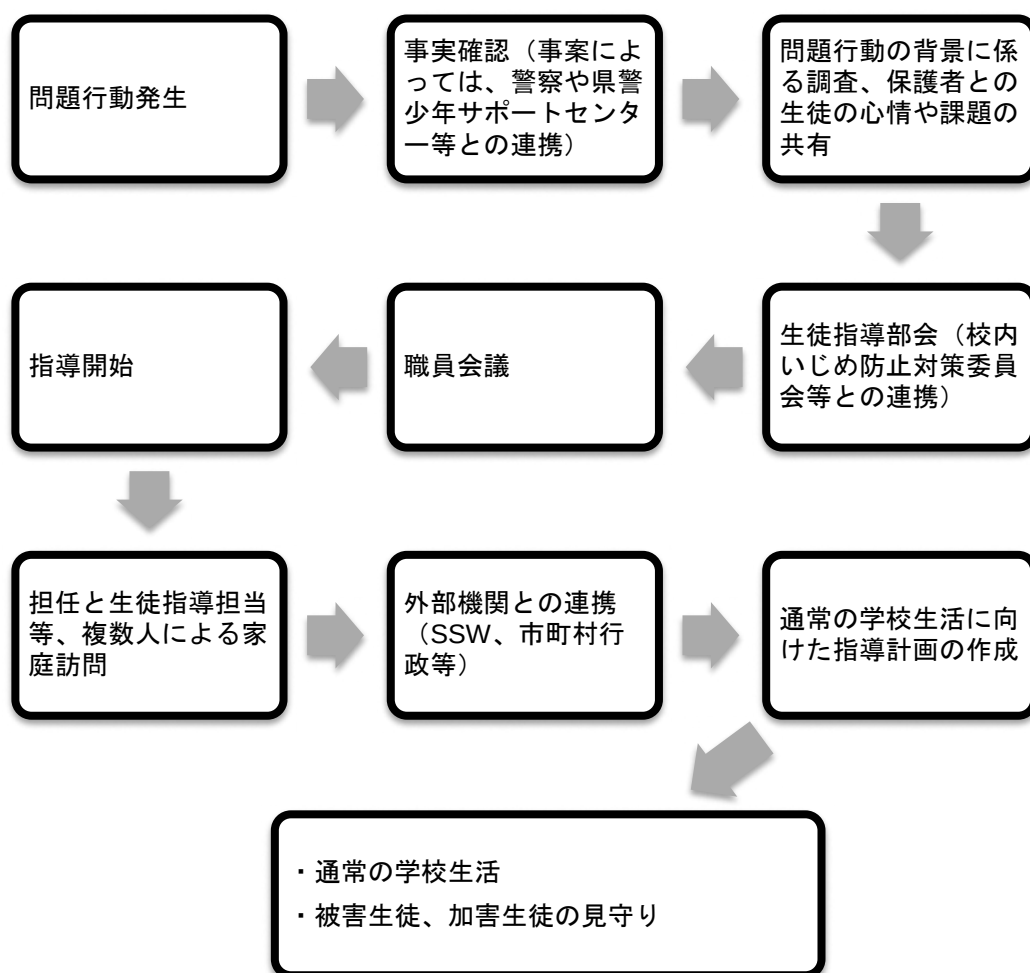
※以下は、ポイントのうちの一つです。様々な視点から、話し合いを進める一つの材料としてください。

※このケースでは、資料3「保護者等対応資料」が、参考となりますので、グループワークの際には、同資料を参照しながら、協議を進めてください。

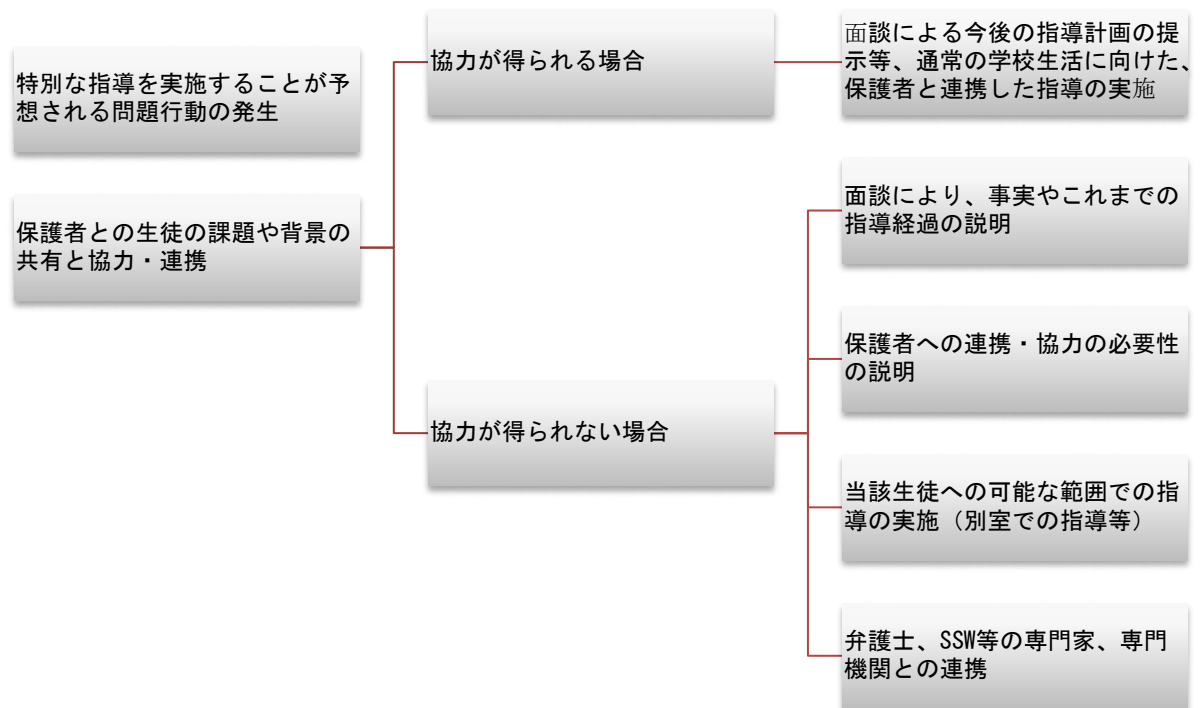
(ケースのポイント) 生徒の課題等の保護者との共有

「うちの子だけが悪いのではない。ただの喧嘩じゃないか」との主張を繰り返し、協力的でなかったとの状況から、今後の指導に困難が予想される。正確な記録による事実を根気強く説明し、生徒の課題や背景等を共有し、組織として対応する必要がある。

※生徒の受容を前提とし、以下の手順による指導が想定される。



(保護者対応)



(留意点)

協力的でない保護者には、当初から外部人材、機関との連携が必要である。指導対象は生徒であり、生徒が通常の学校生活を送ることが目的であることに留意し、特別な指導の期間を、いたずらに延ばすことは、不適切な指導と解される場合があるので、指導期間の目途を最初から決め、学校生活適応プログラムを作成すること。

(資料3 「保護者等対応資料」参照)

4 振り返り

問題行動があった場合の事実確認、情報共有、生徒指導部といじめ防止対策委員会等との連携の観点から、勤務校の現状を振り返り、改善策を協議してください。

5 発表と記録の保存

ケーススタディ 3 （加害者が特定できない「いじめ」への対応）

1 概要

A教諭の勤務する高等学校は、昨年度のいじめの認知件数は0件で、問題行動の少ない高等学校である。

A教諭は、1年生のクラス担任であったが、2学期のはじめ、クラスの生徒Bが、いじめを訴え出てきた。その内容は、かばんを隠されるなどの嫌がらせであった。加害生徒については、わからないとのことだった。また、生徒Bは、「大げさにしたくないので、親には連絡しないでくれ」と言っていた。

2 グループワーク

このケースにおける対応を、下のポイント1～4の順に考えてください。

【ポイント】

1 Bを受容し、背景を理解する場合に留意すべきこと

↓

2 1を踏まえ、いじめの事実確認を進める場合に留意すべきこと
誰（どの組織）が、どのように、いつ、行うか など

↓

3 保護者との連携はどうすべきか

↓

4 いじめの事実が判明した場合またはしなかった場合の関係生徒へのフォローにおいて留意すべきこと

3 解説

※以下は、ポイントのうちの一つです。様々な視点から、話し合いを進める一つの材料としてください。

(ケースのポイント)

いじめの認知

このケースでは、実際にいじめが進行中であるので、加害とされる生徒を捜すことを目的に、記名式のアンケートや心理検査を実施することもあると考えられる。

しかし、いじめの認知に関しては、生徒の実態をより適切に把握して対策を講ずるための無記名式のアンケートが考えられる。無記名式アンケートの結果を踏まえつつ、すべての生徒を対象に、「予断を持たない」で観察したり、対策を講じたりする姿勢が必要である。被害者や加害者が誰なのかを知るためにアンケートを実施する、という安易な発想を教職員全員が捨てる必要がある。

アンケート調査では、認知できないいじめがあることに留意すること。

保護者との連携

保護者への連絡などについては、生徒との信頼関係、家庭状況なども考慮する必要がある、ケースバイケースである。このことについては、学校として、知見を積み上げていくことが重要である。

一方で、小さなトラブルやいじめと疑われるようなことが重大な事案につながる場合がある。このことから、教員1人で、生徒の悩みや相談を抱え込むことは適切ではない。学校として、生徒の悩みや相談内容を共有し、学校での友人関係など、生徒の背景にまで踏み込み、状況をよく検討し、保護者と連携して対応していく必要がある。

また、家庭状況を踏まえ、初期の段階から、スクールソーシャルワーカー等の外部人材からの支援、協力が必要となる場合もあることに留意すること。

留意点

- ・いじめに対する社会の関心には波があるが、いじめの発生件数自体には目立った波やピークはないこと
- ・いじめは、必ずしも、非行や暴力の多い学校や学年で起きやすいといった事実はないこと
- ・いじめは、必ずしも、特定の生徒が起こしているといった事実は確認で

きないこと

- ・いじめを行うグループの中には、意に反して仲間に加えられている者がいることがあること
- ・深刻ないじめ事案を除けば、被害者、加害者が、比較的短期間で大きく入れ替わる例があること
- ・（H29.1 文部科学省による行政説明資料より）

いじめに係る多くの悲惨な事案では、教職員の抱え込みが見られる。学校にいじめ防止のための「組織」を作ることが、いじめ防止対策推進法で決まっているのは、抱え込みを防ぐためである。

いじめについて、教職員の意識が「自分で解決しなければ」「迷惑はかけられない」等では、解決にはつながらない。

4 振り返り

「いじめ認知の校内における手順は適切か」、「現在のいじめ認知のためのアンケート調査の実施方法等は妥当か、有効に機能しているか」の観点から勤務校の現状を振り返り、改善策を協議してください。

5 発表と記録の保存

ケーススタディ 4 （教員の「いじめ」に関する認識の共有）

1 概要

A教諭は、競技経験はないが、X高等学校バレーボール部の副顧問で、競技経験のある正顧問のB教諭とともに、連日、練習に参加するなど、熱心に指導していた。

ある日、部員の生徒Cの保護者から、教頭に、「うちの息子が、同学年の部員達から、意図的に孤立させられている。何とかしてほしい」との苦情があった。また、A教諭が、Cから聴き取りを行うと、同様のことを訴えた。

教頭は、CがA教諭のクラスの生徒でもあったため、A教諭に対応するよう、指示した。A教諭は、B教諭に部員一人一人から聴き取りを行うことを提案したが、B教諭は、「部員同士の人間関係トラブルは本人達で解決させた方がよい、そんなことは、どこでもあることだ、あまり大騒ぎしない方がよい」との意見だった。

結果として、B教諭の意見どおり対応していたが、Cはバレーボール部を辞めたばかりか、登校できなくなった。

2 グループワーク

このケースにおける対応を、下のポイント1～4の順に考えてください。

【ポイント】

- 1 Cを受容し、背景を理解する場合に留意すべきこと

↓

- 2 Cへの支援をどう行っていくべきか

↓

- 3 このケースでは、組織的な対応とはなっていなかったが、どの点に問題があったのか

↓

- 4 本事案に係るA教諭及びB教諭の受け止めの問題点はどこにあるか

3 解説

※以下は、ポイントのうちの一つです。様々な視点から、話し合いを進める一つの材料としてください。

(ケースのポイント)

①事案発生時の初期対応

- ・チームとして、相談にあたること
- ・事実確認とこれまでの記録の確認
- ・確認された事実の学校全体での情報共有
- ・当該保護者への適切な情報提供
- ・確認された情報についての分析、評価の開始

②認識の共有と行動の一元化

- ・同じ出来事に対する教職員の反応には、一つの学校の中でも温度差がある。ある教職員がいじめと判断しても、別の教職員はそうようには判断しない場合もあること
- ・教員間の温度差が、対応の差を生み、いじめ等が放置される可能性があること
- ・いじめか否かを個人的な判断に委ねることなく、「組織」で行うこと
- ・いじめという事象に対する認識の共有を図るような校内研修を実施すること
- ・一部の教職員が、気づいていながら、報告を怠ったり、報告を受けた担当者が、情報を抱え込んだり、対応を先延ばしにしたりした結果、重大事態に至った事例があること

4 振り返り

「事案発生時の初期対応」、「いじめに関する認識の共有と行動の一元化」の観点から勤務校の現状を振り返り、改善策を協議してください。

5 発表と記録の保存

ケーススタディ 5 （生徒の自殺）

※本資料 22 ページの「ケース 5 におけるファシリテートの考え方」を参照して研修をすすめてください。

1 概要

平成〇〇年 7 月、A 高等学校の 2 年生男子生徒 B は、9 月に実施される文化祭のために、生徒会役員として準備を進めていた。

ところが、生徒会役員の一人である 2 年生男子生徒 C と、文化祭の企画をめぐり、口論となった。その際、B は、その口論の仲裁をした他の生徒会役員の生徒達に対しても、「だからこの生徒会はダメなんだ」などと不満をぶつけた。

このトラブルの翌日に、その内容を C から聞いた生徒会顧問 D 教諭や B のクラス担任 E 教諭は、B から丁寧に聴き取りをし、B の気持ちを受け止めるとともに、同日夕方に、E 教諭は、保護者にも状況を説明し、連携して見守っていくこととした。

その後も、E 教諭は保護者と連携して B を指導していたが、8 月末の日曜日、B は、「疲れた」と書いた置き手紙を残し、行方不明となった。

学校は、保護者に警察への通報を要請し、保護者は警察に捜索願を提出したが、2 日後、B は、縊死した状態で見つかった。

2 グループワーク

このケースについて、下のポイント 1 ～ 3 の順に考えてください。

【ポイント】

- 1 このケースでは、不幸にして、生徒の自殺が起きてしまいました。あなたが、生徒会顧問 D 教諭、クラス担任 E 教諭であったら、この生徒のために何ができたか、話し合ってください。

↓

- 2 生徒の自殺の未然防止のために、「教員としてできること」、「学校としてできること」、「外部と連携して取り組むこと」について話し合ってください。

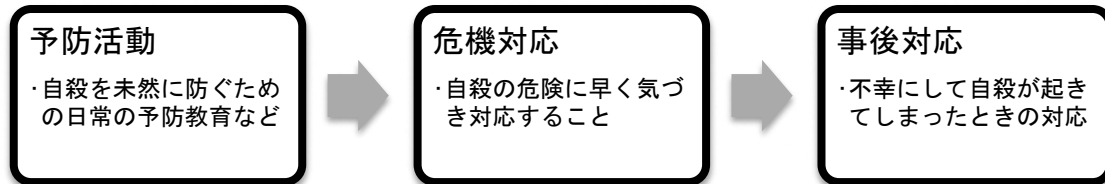
↓

- 3 上記 2 の協議を踏まえ、勤務校における生徒指導の充実のためには、どのようなことを共通認識として持っていなければならないか、考えをまとめてください。

3 解説

(ケースのポイント)

自殺の未然防止等については、以下の流れとなる。



(予防活動)

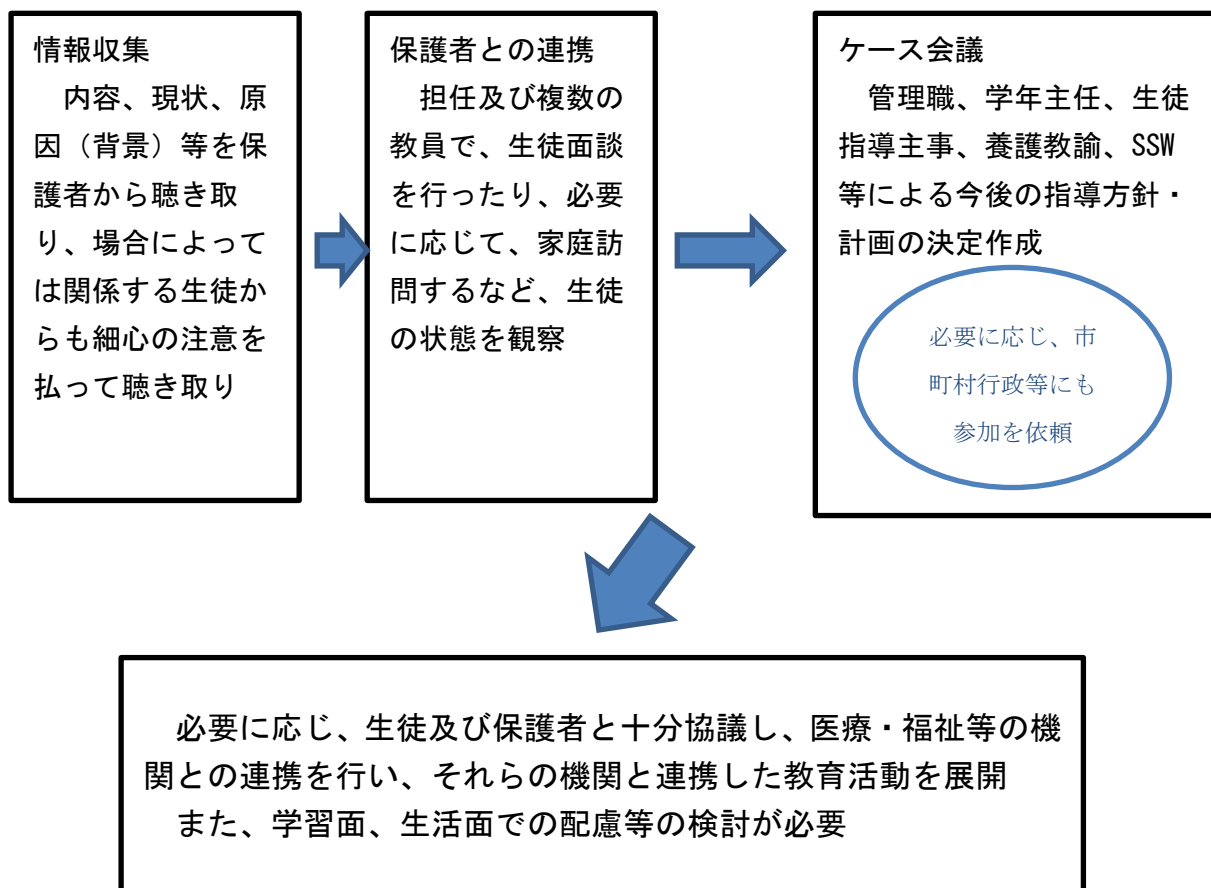
- ・「相談しやすい学校の雰囲気づくり」
- ・「言葉にならない声への気づき、サインへの気づき」
- ・「多角的な視点を生かした生徒理解（学校全体での情報共有）」
などをポイントに、「教員として」「学校として」できることを考える。

- 生徒の自殺を未然に防ぐために、教員としてできること（主なもの）
 - ・学校での友人関係など、生徒の背景を理解し、受容すること
 - ・生徒の変化に気づくこと
 - ・見逃し、失敗を素直に反省し、その反省を活かして、生徒の相談に対応すること
 - ・生徒の相談などを1人で抱え込まないこと
- 生徒の自殺を未然に防ぐために、学校としてできること（主なもの）
 - ・生徒の自殺の未然防止に係る共通認識を形成すること
 - ・命の大切さについて指導すること
 - ・面談等を定期的実施し、その記録を、必要に応じて全体で共有すること（生徒のファーストシグナルを見落とししたとしても、セカンドシグナルを捉え、適切に対応する体制の構築）
 - ・特定の人物やセクションに生徒の相談を集中させないこと
 - ・生徒の自殺の未然防止に係る講演会（生徒向け、教職員向け）を実施すること
 - ・生徒指導に係る校内研修を定期的実施すること

- 生徒の自殺を未然に防ぐために、外部と連携して取り組むこと
 - ・ 生徒の相談について、教員個人や学校だけで抱え込まないこと
 - ・ 中学校等から、生徒に係る情報収集に努めること
 - ・ 保護者に対して、「学校は、必要に応じて、生徒の学校生活適応等のために、医療、福祉等との連携を生徒や保護者に提案することもあり得る」とあらかじめ周知しておくこと
 - ・ 希死念慮等については、学校の教育相談では、解決が困難な場合が想定されるので、専門機関への相談を検討すること

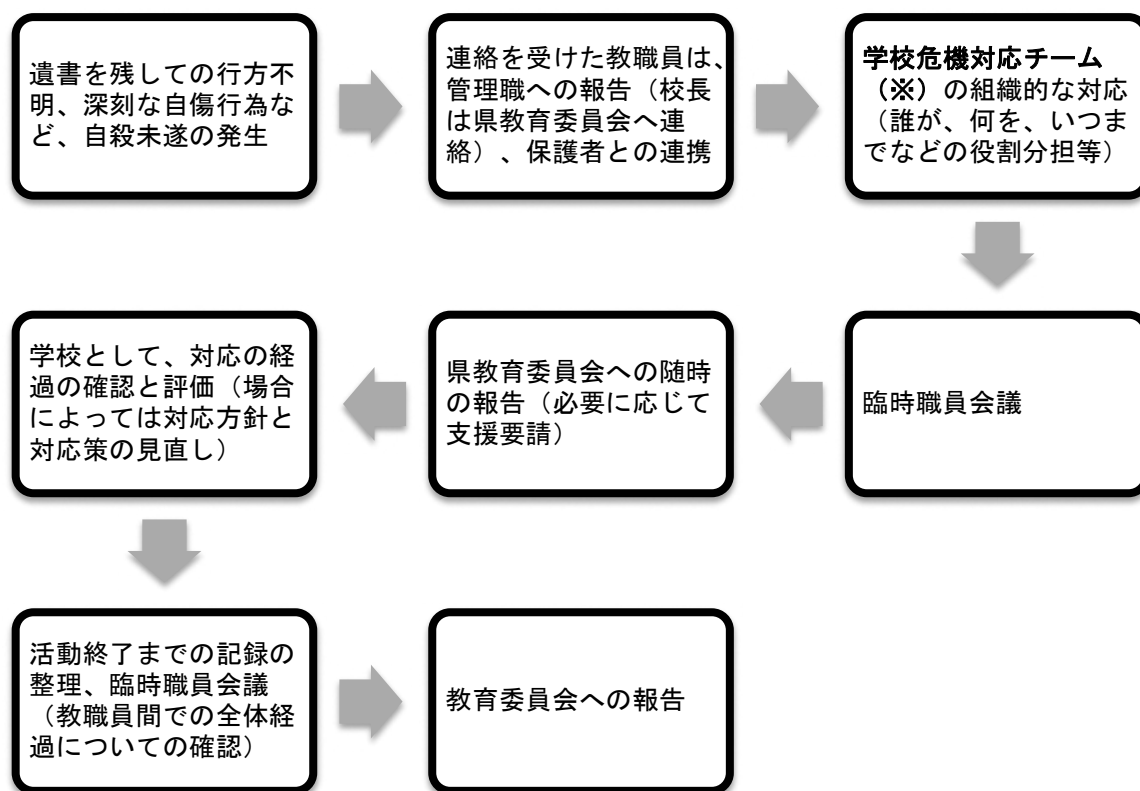
(危機対応)

○保護者から希死念慮等の連絡があった場合



○ 自殺の危険が高まった場合、及び自殺未遂があった場合

(平成 21 年 3 月文部科学省『教師が知っておきたい子どもの自殺予防』より)



(留意点)

・ 初期段階においては、「多方面から情報収集すること」、「事実と推測、判断を区別すること」、「状況をまとめ、以降の対応経過を記録すること」などが必要

※学校危機対応チームとは

生徒の自殺未遂事案等が発生した場合、生徒、保護者、報道等への対応が必要となる。また、このまま手を打たなければ、どんな問題が起こりうるのかとの視点や不測の事態を想定した対応を考慮することも必要である。

そのために、以下のメンバーで構成され、以下の役割を担う「学校危機対応チーム」の組織を、通常時から想定することが重要である。

(メンバー) 管理職、生徒指導主事、教育相談担当者、学年主任、担任、保健主事、養護教諭、SSW 等

(役割) 当該生徒の状況把握、指導記録の確認、自殺の危険性についての協議、影響を受ける可能性のある生徒のリストアップ、保護者との連携、外部対応の一本化、具体的対応策（教職員の役割分担（誰が、何を、いつまで）、警察や医療機関との連携など）の検討

(事後対応 ○不幸にして自殺が起きてしまったときの対応)

資料2 「不幸にして自殺が起きてしまったときの対応」参照)

4 振り返り

「一人で抱え込まず、チームで対応できる体制になっているか」、「教育相談担当者と生徒指導担当者の連携はとれているか」の観点から勤務校の現状を振り返り、改善策を協議してください。

5 発表と記録の保存

ケース5におけるファシリテートの考え方

ケーススタディ5の目的は、生徒の自殺は、思いがけないきっかけで起こり得るという認識のもと、生徒の自殺を未然に防ぐために、教員としてできること、学校としてできること、外部と連携しながらできることなどを見いだすことです。「できない」、「防げない」という観点ではなく、「できる」という観点で研修を進めてください。

ただし、医療等の専門性のある対応や教員や学校による24時間の見守り体制など、教員、学校ではできないこともあります。「やらなければならない」、「できる」と思い込み、生徒の悩みなどを教員や学校が抱え込んでしまうことは、不幸な結果を招きかねないことに留意する必要があります。

- (1) このケース5においては、ケース1～4と異なり、生徒等への対応、学校の指導の在り方等について、様々な方法が考えられます。
- (2) それぞれが、日頃の教育活動を振り返り、生徒や学校の現状を踏まえて、いろいろな意見や疑問を述べ、生徒の自殺の未然防止のために、教員あるいは学校として何ができるか、また、外部と連携した取組などを考え、教職員全員が生徒の自殺の未然防止についての共通認識を持つことができるようにしてください。
- (3) 生徒の自殺の未然防止に関して、「防ぐことはできない」などが、話の中心となってしまうと、研修効果がなくなります。防ぐことができる可能性を見いだすことを考えるよう導いてください。
- (4) このケースにおいては、「日常的な学校づくり」、「生徒の心のより所」、「生徒の感情のはけ口」、「安全、安心な学校」等のポイントで、学校の自殺の未然防止について話し合うことも有効です。
- (5) 本研修資料32ページの「自殺予防について、教師のできること・できないこと」を研修の際に、参照することも有効です。

資料 1 「自殺予防に関するQ&A」

Q1 「死ぬ、死ぬ」と言う人は死なないと言うのは、本当でしょうか。

A1 自殺に関しては広く信じられている誤解がいくつもありますが、これはその典型例です。実際には、自殺してしまった人のほとんどが最後の行動に及ぶ前に必死になって救いを求める叫びを発しています。そこで、それを受けとめることが自殺予防の第一歩となります。相手は誰でもよいというわけではなく、この人ならば真剣に受けとめてくれるはずだという人を意識的、無意識的に選んで「死にたい」「自殺する」と打ち明けてきています。

「自殺したい」などと打ち明けられると、そのような気持ちを聞かされた人は強い不安に襲われます。そして、不安のあまり、話をそらそうとしたり、激励したり、叱ったりしかねません。しかし、まず徹底的に聞き役に回ってください。絶望的な気持ちを正面から受けとめてくれる人がいることは、自殺予防の第一歩となるのです。

**Q2 昔に比べると、とても陰湿ないじめが子供たちの間にあるのは事実だと
思いますが、いじめだけが自殺の原因なのか考えてしまうことがあります。**

A2 マスメディアが大々的に報道するため、青少年の自殺が最近急増しているかのような印象を受けますが、青少年の自殺は昔もそして今も深刻な問題です。自殺は多くの要因からなる複雑な現象であって、原因と結果を単純にひとくくりにはできません。もちろん、いじめが些細（ささい）な問題だなどと言うつもりはなく、我が国の社会の病理を表している深刻な問題です。

最近では、子供の自殺というと、すぐに「いじめ自殺」といった捉えられ方がされます。自殺の原因は複雑です。自殺に至るまでには長い道のりがあり、ひとつだけではなく、いくつもの問題が積み重なっているのが一般的です。そして、葛藤が大きければ大きいほど、表面的にはごく些細に思える出来事がきっかけで自殺が起きることもあります。

**Q3 子供が落ち込んでいるからといって、何とかそれから立ち直るのが自然
であって、精神科医に見せたりするのもかえって問題ではないでしょうか。**

A3 目の前にいる子供がいつか悩みから立ち直るはずだ、立ち直ってほしいと教師が考えても当然だと思います。そして、残念ながら、我が国では今でも心の病や精神科受診に対して強い抵抗があります。

自殺の危険がある人全てに何らかの心の病にかかっていると言うわけで

はありません。何らかの疑いを持ったら、専門家の意見や助言を聞いてみてくださいということなのです。

中学生や高校生くらいになると、大人と同じような形で、うつ病や統合失調症といった心の病を発病し、それが自殺の危険と強く結びついていることがあります。そのような場合には精神科治療が欠かせません。背景に潜んでいるかもしれない心の病に気付かないで、本人を支えようとしても、根本の解決にならないこともあるのです。

Q4 教師にできること、できないこととは何でしょうか。

A4 自殺予防では、関係者がそれぞれの能力と限界を見極めておくというのは大切なことです。真面目な先生ほど、子供の悩みを一人で抱えこんでしまい、他に協力を求めることは敗北だなどと考えがちです。また、子供から自殺願望を打ち明けられたものの、「誰にも言わないで」と言われたために、それを秘密のままにしておかなければならないと考える先生もいます。

心の支えになろうという姿勢は大変尊いものです。しかし、いくら熱心な教師であっても24時間子供と一緒にいることはできません。また、ある年月が過ぎれば、子供は学校から巣立っていきます。

教師として子供をどのように支えていくことができるのか、家族と協力して子供の孤立感にどのように働き掛けていくのかよく考えてください。また、自殺の危険の背景に心の病が疑われる場合には、医療機関との連携も重要です。

Q5 精神科というと敷居が高いです。いざ相談に乗ってもらいたいと思っても、どこで情報を手に入れたらよいかわかりません。

A5 心の問題を扱う専門家としては、精神科医ばかりでなく、臨床心理士、精神保健福祉士、精神科看護師、カウンセラー、電話相談員など様々な分野の人がいます。各都道府県や政令指定都市には精神保健福祉センターが設置されているので、地域の専門家を紹介してもらうこともできます。学校と専門家が日頃から緊密な関係を打ち立てておくことが大切です。

既に精神科治療を受けている子供がいる場合は、保護者や本人の同意を得た上で、学校側も担当医と話し合う機会を持ってください。子供を治療していく際に、本人、家族、学校、医療機関が協力していく必要があります。学校や家庭での様子はどうか、入院から外来治療に移るに当たって学校や家庭でどのように対応してほしいかなど、精神科医が知りたい情報は数多くあります。

Q6 医療機関への受診を勧めたい子供がいるのですが、どのように保護者に伝えればよいのでしょうか。

A6 前提として日頃から保護者との信頼関係を築いていることが重要です。学校として医療機関受診を考えるに至った本人の学校での様子を誠実に伝えるとともに、保護者からも家庭での様子を丁寧に聞き、本人に関する心配・不安を共有します。その上で、そのような本人の状態は本来の姿とは異なっており、何らかの心身の不調が生じている可能性が考えられるとして、医療機関への受診を勧めます。初めから心療内科や精神科への受診に抵抗があるようなら、小児科などのかかりつけ医を経て、医師から適切な科へ紹介してもらうのが良いと思われます。

また、スクールカウンセラーへの相談が可能であれば、教師も同席して、一緒に本人の状態をスクールカウンセラーに伝えて、助言を求める形をとることができます。医療機関への受診の勧めはスクールカウンセラーにしてもらえると、仮に保護者が「病気扱いされた」と衝撃を受けたとしても、学校側はフォローに回ることができ、その後の関わりが持ちやすくなります。

Q7 子供からリストカットを「またやっちゃった」と言われ、「やめた方がいいよ」と軽く返事をしています。すぐに自殺には結びつかないと思いますが、どのように接すればよいのでしょうか。

A7 「手首を切って、気分が晴れるならば、したいようにさせておけばいい。そんなことでは死なない」などと言う人がいますが、まったくの暴言です。命を落とすことはない自傷行為であっても、適切なケアを受けられないと、その後、自殺に終わる危険が極めて高いのです。子供の発している「救いを求める叫び」に耳を傾ける必要があります。

リストカットを繰り返す子供の絶望感を受けとめつつも、問題に対処するためにそれ以外の方法を一緒に考えていきます。一時的にでも他に注意をそらす練習をすることも効果があります。リストカットに及ぶ子供の多くは自分の価値を不当なまでに低く見ていることが多いので、自尊感情を高めるように働き掛けていくことも大切です。

Q8 子供に深刻な問題が起きていると気付いて、保護者と話し合おうとしたのですが、「家庭の問題に口を挟まないでほしい」といった態度に出られて、困っています。

A8 家族全体が深刻な問題を抱えていて、親には子供の救いを求める叫びを受けとめるだけの余裕がなくなっている場合があります。

このような状況で、教師が誰よりも先に子供の問題に気付くことがあります。

ます。教師が助けるのは、目の前にいる子供ばかりでなく、その家族も含まれることさえあるのです。

教師は、子供ばかりでなく、家族の問題も共に解決するように、粘り強く働き掛けていってください。一、二回の働き掛けで、家族から拒否されたと感じて、簡単に諦めてはなりません。

最初は家族が拒否したとしても、辛抱強く働き掛けた結果、閉ざされていた心が徐々に開いていき、自分たちの力だけではどうしようもなかった問題について親が教師に相談を持ちかけてくることがあります。

Q9 自殺未遂が起きました。今後、どういうことに気をつけたらよいでしょうか。

A9 急ぎ保護者と連絡を取って状況を確認し、学校に戻るまでの間の欠席についてどのように取り扱うかなど今後の対応について協議します。本人とは、保護者の意向や本人の状態にもよりますが、できるだけ早い段階で担任など最もつながりの深い教師が面談することが重要です。本人が死を考えるほど追いつめられていたことへの衝撃、助けになれなかったことへの申し訳なさ、命が保たれたことへの安堵など、正面から向き合って率直に気持ちを伝えてください。

自殺未遂のことを知っている周囲の子供へのケアも最優先事項の一つです。相談を受けていたり、自殺未遂直前に連絡をもらっていたりする場合、強い自責にさいなまれている可能性があります。十分気持ちを受け止めた上で、自分を責める必要がないことを伝え、戻ってきた本人を迎える際の留意点を話し合ってください。いずれにしろ、スクールカウンセラーや地域の専門家に相談しながら対応することが重要です。

資料2 「不幸にして自殺が起きてしまったときの対応」

子どもの自殺は、その家族はもとより多くの人々の心に深刻な影響を及ぼします。何よりも大切なことは子どもを亡くした遺族に対して心からの弔意を示すことです。かけがえのない子どもを失ったことに対して、教師も、同級生たちも同様に哀しい思いをしていることを率直に伝えるのが大切です。それに代わる対応はありません。

ここで、以下は、中学生を念頭にエッセンスを説明しますので、参考にしてください。

なお、これはあくまでもひとつの案であって、すべての例にいつでも完全に当てはまるものではありません。これを叩き台にして、子どもの自殺が起きたという悲劇にどう対応するかという点について各学校で話し合う必要があります。マニュアルに定められたままの型どおりの対応が、かえって遺族の心の傷を深めてしまうことすらある可能性についてもよく考えたうえで、自殺が起きた後の対応にあたってください。

1 自殺が起きた後の一般的な反応（自殺が起きた後に子どもの心にどんな反応が現れるのか）

(1) 一般的な反応（心と身体に起こること）

自殺に限らず、身近に衝撃的な出来事が起こった時には、子どもの心と身体に次のような反応がしばしば現れます。

- ・自分を責める：「私があの時に一言声をかけていれば防げたのでは」
- ・他人を責める：「〇〇君の態度が追いつめたに違いない。許せない」
- ・死への恐怖感：「自分もいつか自殺してしまうのではないか」
- ・集中できない。ひとりで過ごす。話をしなくなる。気持ちが落ちこむ。
- ・まるで何もなかったかのように元気にふるまう。反抗的な態度をとる。
- ・食欲不振、不眠、悪夢、頭痛、息苦しさ、腹痛や下痢など。

(2) 反応の有無にかかわらず配慮が必要な人

クラスの生徒や日頃から目に留めている生徒について、（1）で説明した反応や変化を観察するとともに、以下の情報を集め、配慮が必要な子どもをリストアップしてください。

ア 自殺した子どもと関係の深い人

「自分のせいではないか」と自責感を持ちやすいため

イ 元々リスクのある人

これまでに自殺未遂に及んだり自殺をほのめかしたことがある子供

ウ 現場を目撃した人

フラッシュバックに悩まされることがあるため

2 対応の原則（不幸にして自殺が起きてしまった場合、学校はどのように対応したらよいか）

(1) 校長を中心とする管理職の役割

ア 校長のリーダーシップ

校長は、遺族への対応はもちろんですが、保護者会、記者会見などで自ら前面に立ち、陣頭指揮をとってください。もちろん、教育委員会のサポートが必要です。対応に追われて本質を見失わないよう、「子どもを守る」、「遺族のサポート」、「第二の犠牲者を出さない」の3つを自分に言い聞かせましょう。

イ 情報の取扱い

憶測に基づくうわさ話が広がらないように、正確な情報発信を心がけてください。学校に都合が悪いというだけで正確な情報を出すことをためらっていると信用を失ってしまいます。もちろんプライバシーへの配慮が必要です。また、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることから、情報の取扱いに注意が必要です。

自殺報道において控えるべきことをWHO（世界保健機関）が提言していますので、以下にまとめてみました。参考にしてください。

- ・自殺の手段を詳細に伝えない
- ・自殺を美化しない
- ・遺書や写真を公表しない
- ・原因を単純化しない
- ・センセーショナルに扱わない
- ・特定の誰かの責任にしない

ウ 遺族への対応

遺族へのコンタクトを急ぎましょう。自殺の事実を子どもや保護者、マスコミに伝えるにあたっては、遺族から了解をとるよう努めてください。遺族が事故死として扱うと言われればそれを尊重しますが、学校が“嘘をつく”と子どもや保護者の信頼を失いかねませんから、「家族からは〇〇と聞いています」という表現にとどめる必要があります。

葬儀への子どもの参列についても、遺族は遠慮することがあります。要望が変わった場合でも柔軟に対応できるようにしておいてください。葬儀後も関わりを続けてください。

亡くなった子どもの兄弟姉妹へのサポートは学校の大切な役割です。兄弟姉妹が他校にいれば他校との連携が必要になります。

エ 保護者への対応

今回の事実や学校の対応、今後の予定を保護者に知らせましょう。また、保護者が子どもに適切に接することができるように、子どもへの接し方や校内のカウンセリング、外部の医療機関や相談先の情報などをお知らせします。保護者会で専門家から心のケアについて講話（心理教育）をしてもらおうと良いでしょう。

オ マスコミへの対応

校長を中心に、教育委員会がサポートし、一貫した情報発信を心がけてください。もちろん、プライバシーへの配慮と連鎖自殺防止のために情報の取扱に注意が必要であることは説明したとおりです。「前の日に同級生と言い争いがあった」というような断片的な事実が公表されると、特定の子どもの責任がなすりつけられてしまう危険がありますので、慎重な対応が求められます。自殺がセンセーショナルに報道されたり、インターネット上でさまざまな憶測が飛び交ったりすると、全国の無関係な人にまで連鎖（後追い）が波及することがあります。

カ 学校再開

学校の規模にもよりますが、学校再開日（発生後に初めて子どもが登校する日）に大きな集会（全校集会）を開くとパニックが伝染する危険性があります。校長自ら語る場合は、放送を使うか、当該クラスに出向くなどの安全策を講じてください。校長は死亡の事実を伝えるにとどめ、自殺についてはクラスで担任から伝えましょう。子どもの反応に対処できるように、亡くなった子どものクラスや保健室などに担任や養護教諭をサポートする教師と専門家が入るようにしましょう。専門家の協力を得て、カウンセリングの態勢を用意してください。

(2) 学級担任、部活動顧問などの役割

ア 事実を伝える（知）

教師によって伝える内容が大きく変わらないように、まず伝える内容の基本形を定めた上で、そのクラスに即した伝え方を用意しましょう。自殺はたった1つの原因で起こることはまれで、しばしば多くの要因が複雑に絡み合っていることや、「本人が望んだ死なのだからそれでよい」のではなく、自殺は「追い込まれた末の行動」であることを理解しておきましょう。自殺を美化してはいけませんが、自殺した人を非難してもいけません。

イ 感情を表現する（情）

感情をうまく表現することは大切です。学級担任はあらかじめ専門家

からカウンセリングを受けるなどし、自分の気持ちを表現してみましょう。教師が自分の気持ちを否認すると、子どもも自分の気持ちを抑えてしまいます。

悲しい時には泣いてもよいことを伝えましょう。

子どもが感じたことは、そのまま受けとめてあげてください。ティッシュペーパーを用意しておきましょう。泣き続ける場合は、途中で休憩を入れてください。

自責感や怒りなどの強い感情はクラスで扱うことには無理がありますので、反応の強い子どもには別の機会に個別に関わってください。また、専門家につなぎましょう。

ウ これからどうするかを話す（意）

事実を伝え、少し感情を出すことができれば、徐々にこれからのことも話しましょう。まず、自分がとてもつらくなった時に誰に相談するのかを話してみましょう。友達、家族、教師の他に、カウンセリングや相談先のことを教えてあげてください。次に、とてもつらい気持ちの友達がいたら、どんな配慮ができるかを尋ねてみるとよいでしょう。

エ 葬儀への関わり

ウの話の中で、「亡くなった子どもの死を悼むため」、「遺族のため」に何ができるだろうかに話しを向け、葬儀への関わりの準備を始めましょう。亡くなった人をみんなで悼み、悲しみを表現する場として葬儀はとても大切です。ただし、葬儀への参列を強制してはいけません。葬儀のマナーについて教えてあげてください。

葬儀が終わってからも遺族への関わりを続けてください。亡くなった子どものことを話題にしてはいけないと思うかもしれませんが、その子どものことを誰も話さなくなることのほうが遺族にとってつらいことではないでしょうか。たとえば、卒業アルバムのことで子ども達から前向きな提案があれば遺族に伝えてみてはどうでしょうか。

オ グループでの関わりと個別ケア

同じように感じている他の子どもの話を聴くと自責感は少し和らぎます。専門家の指導が受けられるのであれば、葬儀が終わってから10人以下の少人数で話し合う場を持つとよいでしょう。

ショックや自責感の強い子どもは、専門家のカウンセリングにもつないでください。身体の症状（食欲不振、腹痛や下痢、不眠、身体がだるいなど）を訴える人は医療機関へ受診してもらいましょう。

もし、いじめなどの問題があれば、教師、子どもともに真摯に向き合う必要があります。

カ 教職員へのサポート

子どもや保護者だけではなく教職員もサポートを必要としています。子どもの自殺は、教師にとっても耐え難い出来事です。職員会議を利用して、専門家から急性ストレス反応とその対応、メンタルヘルスについての講義（心理教育）を早めに受けましょう。10人以内で集まり、率直に体験を分かち合う場を持つてみてはどうでしょうか。不眠が3日も続くようであれば、医療機関を受診しましょう。1カ月後には、以前よりも酒量が増えていないかどうか点検してみましょう。

(3) 養護教諭、教育相談担当者などの役割

ア ケア全体の統括

養護教諭や教育相談担当者は、ひとりひとりへの関わりよりも、全体を広く把握することに力点を置き、教師同士や専門家との調整を図りましょう。養護教諭、教育相談担当者、スクールカウンセラー、学年主任、関係する学級担任や部活動顧問などによる「ケア会議」を1日1回以上開き、ケア全体を統括しましょう。最初にしなければならないのが配慮が必要なケースのリストアップです。

イ 保健室での対応

まずは、日頃から目に留めている子どもへの影響に注意を払いましょう。次に、保健室には日頃の利用者以外に多くの子どもの来訪が想定されますので、特に学校再開日には別室を用意し、応援の教師や専門家が対応できるようにしておきます。一度に数十人以上が殺到することもあります。飲み物（カフェイン入りは不可）やティッシュペーパー、毛布など用意しておきましょう。

※平成21年3月文部科学省『教師が知っておきたい子どもの自殺予防』より一部抜粋

「自殺予防について、教師のできること・できないこと」

いじめや自殺が起こると、マスコミは「なぜ発見できなかったのか」「どうして防げなかったのか」と教師の責任を追及します。しかし、「それ以上に、生徒の自殺の危険に早期の段階で気づいて、教師が適切な救いの手を差し伸べている場合が圧倒的に多い」と、ある精神科医も指摘しているように、実際には教師の誠実な態度が多くの子どもの自殺を防いでいるのです。

教師は子どもにとって身近な大人のモデルです。「先生、なぜ人は生きていかなければならないの」と問われたとき、真摯にその問いを受けとめ、長所もあれば短所もある生身の人間として、自分の言葉で答えることが大切です。そのためには、教師自身が自殺や死に対する自らの価値観を確認する機会をもつこと、そしてできれば、「人生そう捨てたものじゃないよ」と言えるように自らの経験を広げていくことが必要です。

しかし、なかには防げない自殺もあります。教師は自分の限界を知りつつ、できるところで精一杯子どもに関わっていくことが大切なのではないでしょうか。専門性とは、「自分のできないことが何かを知っていること」と言われます。自分の限界を知らずに万能感を抱いて子どもに関わることは、「共倒れ」という最悪の結果を招きかねません。そうならないためには、難しい問題にはチームで関わることです。問題を一人の教師が抱えこむのではなく、できるだけ多くの教師が組織的に関わることで、柔軟な子ども理解や丁寧な対応も可能となります。「三人寄れば文殊の知恵。一人でできないこともチームであたれば何とかできる。困ったことがあればどんどん相談する」と協働することの有効性や楽しさを教師自身が知り、子どもに伝えていくことは、教師自身のメンタルヘルスの観点からも、子どもの自殺予防の観点からもとても大切なことです。

日常ちょっと愚痴をこぼしたり、困っていることを気軽に相談し合える職場の人間関係を築くことができれば、職員室は教師にとっての「心の居場所」となるでしょう。そうすれば子どもたちも、苦しいときもあれば楽しいときもある、弱音を吐いたり相談することは恥ずかしいことではない、助けあうことで何とかできる、ということを実感していくのではないのでしょうか。教師にとっても、子どもにとっても「心の居場所」となるような学校づくりを目指していくことが、学校における最も本質的な自殺予防であるように思われます。

※平成21年3月文部科学省『教師が知っておきたい子どもの自殺予防』掲載コラム

資料3 保護者等対応資料

1 基本的な考え方

(1) 客観的な事実（記録）をもとに対応すること

「いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どのように」など、客観的な事実に基づいて対応すること

(2) 誠意をもって対応すること

- ・生徒の問題行動等について、予断や思い込みで対応しないこと
- ・生徒の問題行動等についての指導方針を事前に周知しておくこと
- ・保護者が学校に抱く不安や焦りを受け止め、学校の把握する客観的事実や指導方針について、迅速かつ丁寧に説明すること

(3) 法的根拠を踏まえて対応すること

- ・教職員の勘や経験による対応はしないこと

(4) 組織的に対応すること

- ・教職員一人で抱え込むことなく、事実を正確に報告、連絡、相談できる体制を構築しておくこと
- ・情報を共有し、組織的に対応すること

2 対応（初期対応 → 報告 → その後の対応）

保護者からの意見や要望、苦情はあって当たり前のことという認識のもと、組織的かつ冷静に対応すること、最初から問題解決を目指すのではなく、まずは相手を受容することが必要

(1) 初期対応における留意点

① 傾聴

- ・相手の話を遮らず、最後まで聴くこと
- ・「あいづち」「うなずき」「繰り返し」など相手への共感を示すこと
- ・相手の話を要約して返すこと（明確化）
- ・相手の話に事実誤認や誤解があっても直ちには否定しないこと
- ・こちらの意見や考えは相手の話を十分聴いた後に伝えること

② 主訴の把握

- ・相手が最も強く要望することに対し、その改善に向けて対応することで、その他の要望の解決につながる場合があるので、主訴をよく把握すること

③ 記録

- ・記録は、今後の対応策の検討材料となるとともに、警察と連携する場合や争訟に発展した場合に重要な証拠となるものであること

④ 対応を求められた場合

- ・客観的事実が明らかでない場合、対応の判断がつかない場合、急いで回答する必要はないこと
- ・校内で事実確認、相談をしてから、改めて連絡することを伝えること
- ・謝罪する必要がある場合には、「何に謝罪するのか」を示すこと、その場を収めるために、謝ることはしないこと
- ・対応については、どんなことをいつまでにするかを伝えること
- ・対応できない場合には、明確に伝え、その理由も伝えること

⑤ 面談

- ・対応は、可能なかぎり、電話ではなく複数の教員による面談で聴き取りを行うこと
- ・誰と会うのか、事前に確認すること（法定代理人である保護者への対応が原則）
- ・学校内で会うことが原則
- ・家庭訪問を行うこともあり得るが、対応に困難をきたす相手の場合、その指定した場所には出向かないこと
- ・対応する時間を事前に保護者に伝えること（対応が長時間となったり、深夜に及ばないようにすること）

(2) 対応が難しい場合

対応が難しい場合は、管理職も含めて組織で対応し、校長は速やかに教育委員会と連携すること（顧問弁護士との連携を検討）

① 謝罪や今後の対応を文書で要求する場合

- ・原則として、保護者等個人に向けた文書での回答はしないこと

② 毎日、長時間の訴えがある場合

- ・最初に対応できる時間を伝えること
- ・時間を超える場合には、お引き取り願うか、電話の場合は、時間を超えたことを伝えてから電話を切ること

③ 威圧的な態度、大きな声で怒鳴るなどの場合

- ・一人で対応するのではなく、複数で対応すること
- ・ゆっくりと話したり、落ち着くための時間をおいたり、場所を変えたりすること
- ・こちらの話はわざと遮り、自分のペースで執拗に訴え続けてペー

スを握ろうとするタイプや、見下すような、語調で威圧し、優位性を保とうとするタイプには、相手のペースに乗らないように慌てず、丁寧に対応すること

- ・要求を通すためにこちらの揚げ足を取り、責任を転嫁してくる場合には、慎重に言葉を選択し、過度の要求に対して、相手に期待を抱かせるような曖昧な表現は避けること

- ・不当な要求に屈することなく、組織の方針に従って筋を通した対応をとること

- ・再三の注意にも応じない場合は、退室していただくよう伝えること

- ・執拗に威圧的な態度等が繰り返される場合や、暴言・脅迫的な表現が使われた場合は、警察へ連絡すること、警察を呼んだことについて抗議を受けたら、「警察からそのように指導されています」と答えること

④ 相手に心の問題が疑われる場合

- ・複数で対応し、記録を確実に残すこと

- ・記録を基に医療、福祉等の専門機関等に対応への助言や協力を求めること

⑤ マスコミへ対応する場合

- ・対応窓口を原則、校長に一本化し、教職員全員に徹底しておくこと

- ・マスコミに提供する情報の内容については、事前に教育委員会と連携すること

⑥ 金銭の要求

- ・学校管理下での事故等で、補償や賠償の必要が考えられる場合でも、勝手に補償等を承諾しないこと

- ・個人に対して支払いを要求された場合は、対応できないことを明確に伝えること

- ・学校管理下の事故等では、日本スポーツ振興センターの災害共済給付の申請をすること

※平成25年12月広島県教育委員会『保護者、地域と学校の協力のために【保護者等対応事例集】』より要約

資料4 アイスブレーキング事例

グループワーク時に活用できるアイスブレーキングをいくつか紹介しますので、必要に応じて、活用してください。

全体のファシリテーター（進行役）、グループ内のファシリテーターをあらかじめ決めておいてください。

以下は、あくまでも例示です。各校で工夫してください。

また、グループワーク導入時に実施することを想定していますが、必ずやるものではありません。省略することも可能です。各校で他のアイスブレーキングのプログラムがあれば、それを実施することも可能です。

1 共通点グランドスラム

- ・グループワークの導入時に実施
- ・所要時間10分～20分
- ・使用物品：A4サイズ白紙、筆記用具（マーカー）

手順1 グループごとに分かれ、着席

手順2 グループに1枚白紙を配布

手順3 グループメンバーで情報を出し合いながら、「共通点」を探し、見つかったものから紙に書き出します。共通点の探し方はグループにまかせます。

手順4 グループメンバーすべてに共通する点が見つかったら、終了。見つからないグループがあっても、制限時間（15分程度）が経過したら、終了。

手順5 各グループから、それぞれ見つかった共通点を発表してもらいます。
※共通点が見つからないグループは、最も多かった共通点を発表。

終わりにファシリテーターは、各グループに御礼を述べ、ケーススタディに入ります。

2 妄想自己紹介

- ・グループワークの導入時に実施
- ・所要時間20分
- ・使用物品：A4サイズ白紙、筆記用具（マーカー）

手順1 グループごとに分かれ、着席

手順2 グループに一人3～5枚の白紙を配布

手順3 全体のファシリテーターが、「もしも・・・だったら」というお題を提示します。各グループメンバーは妄想を働かせ、回答を考え、マーカーで白紙に書き込み、グループ内のファシリテーターの司会により発表し合います。

※お題の例

- ・宝くじで10億円が当たったら？（貯金、借金返済以外で）
- ・無くしたいと思っている自分の短所やコンプレックスがどれか一つ、一瞬で無くなるとしたら、何をなくす？
- ・今、ここに宇宙人が来たら、どんな対応をする？
- ・タイムマシンで行ってみたいところは？
- ・次の誕生日にほしいプレゼントは？
- ・誰でも好きな人を家に招待するとしたら、誰を呼ぶ？
- ・透明人間になれるとしたら、何をする？
- ・ドラえもんに道具を出してもらえるとしたら、何を願う？

※各グループのファシリテーターは、グループ内の発表で、メンバーが回答を述べる際に、「どうしてそう思うのか」「それにまつわるエピソード」など、少し掘り下げた話を盛り込みます。

3 オンリーワンよりナンバーワン

- ・グループワークの導入時に実施
- ・所要時間20分
- ・使用物品：なし

手順1 グループごとに分かれ、着席

手順2 グループメンバーどうしで「得意なこと」「自信のあること」を出し合い、全員が何らかのナンバーワンになれることを探します。

手順3 メンバー全員のナンバーワンが出そろったら、その根拠やエピソードなどとともに全体に発表します。

手順4 全員の発表が出そろったら、終了です。時間が無ければ、ある程度の人数の発表で終わることも可能。

資料5 対応メモ様式

※様式は参考例ですので、各校の実態に応じてご利用ください。

※対応したときの手書きのメモの写しを裏に貼付してください。

〇〇高等学校生徒対応メモ（取扱注意）

報告日

年

月

日

タイトル	
対 応 者	
日 時	年 月 日 () 時 分 ～ 時 分
場 所	
生徒情報	年 組 番生徒氏名 (男・女) ・出身中学 () ・家族構成 () ・所属部活動、成績、出欠状況等
内 容	いつ、どこで、何を、どうしたのか (どうなったのか)、原因は 生徒の要望 (主訴) 等は 回答した内容は
参 考	・傾聴 (最後まで聴いてから、こちらの考えを伝えること) ・原則、複数人で対応すること ・時間をおかず、保護者への連絡を必ず行うこと ・対応時間は長くないこと

〇〇高等学校保護者等対応メモ

報告日 年 月 日

タイトル	
対 応 者	
日 時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
対応方法	電話 ・ 面談 (来校 ・ 家庭訪問)
用 件	苦情・相談・情報提供・その他 ()
相 手	年 組 番生徒氏名 _____ の保護者 (父 ・ 母 ・ その他 ()) 匿名 その他 ※その他の場合で、連絡先がわかる場合は、下に電話番号等を記載 ()
内 容	何に関するものか (生徒 ・ 職員 ・ 学校全体 ・ その他 ()) 誰が、いつ、どこで、何を、どうしたのか (どうなったのか)、原因は 要望 (主訴) は 回答した内容は
参 考	・ 傾聴 (最後まで聴いてから、こちらの考えを伝えること) ・ 明らかに学校に落ち度がある場合は、落ち度の部分についてのみ謝罪すること ・ 客観的事実がはっきりしない場合は、急いで回答する必要は無いこと ・ 「事実を確認して (上司に相談して)、改めて連絡します」 ・ 相手が威圧的態度や言動を取っても、焦らず冷静に対応すること ・ 対応時間が長くなった場合、打ち切ること ・ 「他の用務がありますので、お引き取りをお願いします (電話をお切りいただきます)」

資料 6 研修振り返りシート様式

※様式は参考例ですので、各校の実態に応じてご利用ください。

〇〇高等学校 研修振り返りシート（個人用）

氏 名	
日 時	年 月 日（ ） 時 分～ 時 分
内 容	今日の研修を通しての、あなたの気づき（認識を新たにしたこと、参考になった意見、生徒観など）はどのようなことですか
	今日の研修を通して、本校の生徒指導体制はどのように改善するべきと考えますか
	今後も、校内での生徒指導研修を継続しますが、どのような形式を望みますか

〇〇高等学校 研修記録用シート ※ケースごとに作成してください

ケース ()

記録者氏名	
日 時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
グループ メンバー	
協議テーマ	
内 容	<u>メンバーの意見を否定しないでください</u> <u>気づき、新たな認識、改善方法等を記載してください</u>

○平成 28 年度 生徒指導等の在り方検討ワーキンググループ委員

臨床心理分野（新潟青陵大学教授）	本間恵美子
情報教育分野（敬和学園大学教授）	一戸 信哉
保護者代表（新潟県高等学校 PTA 連合会（巻高 PTA 会長））	吉田 金豊
教育相談分野（チャイルドラインにいがた代表）	小林富貴子
学校関係者（新潟市立葛塚中学校長）	若月 弘久
学校関係者（県立村松高等学校長）	今西 博一
学校関係者（県立巻高等学校教諭）	大野 善
教育行政（県立教育センター指導主事）	吉原 寛
教育行政（県教育庁高等学校教育課長）	飯田 昭男

○会議開催期日

第 1 回	平成 28 年 9 月 23 日
第 2 回	平成 28 年 10 月 17 日
第 3 回	平成 28 年 10 月 31 日
第 4 回	平成 28 年 11 月 16 日
第 5 回	平成 28 年 11 月 28 日
第 6 回	平成 28 年 12 月 6 日
第 7 回	平成 28 年 12 月 14 日
第 8 回	平成 29 年 1 月 16 日
第 9 回	平成 29 年 1 月 30 日
第 10 回	平成 29 年 2 月 13 日
第 11 回	平成 29 年 2 月 28 日
第 12 回	平成 29 年 3 月 15 日

【参考文献】

- ・『生徒指導提要』（平成 22 年 3 月 文部科学省）
- ・『生徒指導を理解する～「生徒指導提要」入門～』
（平成 23 年 3 月 『国立教育政策研究所紀要第 140 集』）
- ・『月刊生徒指導』（学事出版）
- ・『生徒指導リーフシリーズ』
（国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター）
- ・『子供に伝えたい自殺予防』（平成 26 年 7 月 文部科学省）
- ・『保護者、地域と学校の協力のために【保護者等対応事例集】』
（平成 25 年 12 月 広島県教育委員会）
- ・『教師が知っておきたい子どもの自殺予防』（平成 21 年 3 月 文部科学省）

生徒指導研修資料 Vol. 1

平成29年 2 月

新潟県教育庁高等学校教育課

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4-1

TEL 025-280-5124 FAX 025-285-7998

資料５ 対応メモ様式

※様式は参考例ですので、各校の実態に応じてご利用ください。

※対応したときの手書きのメモの写しを裏に貼付してください。

〇〇高等学校生徒対応メモ（取扱注意） 報告日 年 月 日

タイトル	
対 応 者	
日 時	年 月 日 () 時 分 ～ 時 分
場 所	
生徒情報	年 組 番生徒氏名 (男・女) ・出身中学 () ・家族構成 () ・所属部活動、成績、出欠状況等
内 容	いつ、どこで、何を、どうしたのか（どうなったのか）、原因は 生徒の要望（主訴）等は 回答した内容は
参 考	・傾聴（最後まで聴いてから、こちらの考えを伝えること） ・原則、複数人で対応すること ・時間をおかず、保護者への連絡を必ず行うこと ・対応時間は長くないこと

〇〇高等学校保護者等対応メモ

報告日 年 月 日

タイトル	
対 応 者	
日 時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
対応方法	電話 ・ 面談 (来校 ・ 家庭訪問)
用 件	苦情・相談・情報提供・その他 ()
相 手	年 組 番生徒氏名 _____ の保護者 (父 ・ 母 ・ その他 ()) 匿名 その他 ※その他の場合で、連絡先がわかる場合は、下に電話番号等を記載 ()
内 容	何に関するものか (生徒 ・ 職員 ・ 学校全体 ・ その他 ()) 誰が、いつ、どこで、何を、どうしたのか (どうなったのか)、原因は 要望 (主訴) は 回答した内容は
参 考	・ 傾聴 (最後まで聴いてから、こちらの考えを伝えること) ・ 明らかに学校に落ち度がある場合は、落ち度の部分についてのみ謝罪すること ・ 客観的事実がはっきりしない場合は、急いで回答する必要は無いこと <u>「事実を確認して (上司に相談して)、改めて連絡します」</u> ・ 相手が威圧的態度や言動を取っても、焦らず冷静に対応すること ・ 対応時間が長くなった場合、打ち切ること <u>「他の用務がありますので、お引き取りをお願いします (電話をお切りいただきます)」</u>

資料 6 研修振り返りシート様式

※様式は参考例ですので、各校の実態に応じてご利用ください。

〇〇高等学校 研修振り返りシート（個人用）

氏 名	
日 時	年 月 日 () 時 分～ 時 分
内 容	今日の研修を通しての、あなたの気づき（認識を新たにしたこと、参考になった意見、生徒観など）はどのようなことですか
	今日の研修を通して、本校の生徒指導体制はどのように改善するべきと考えますか
	今後も、校内での生徒指導研修を継続しますが、どのような形式を望みますか

〇〇高等学校 研修記録用シート ※ケースごとに作成してください

ケース ()

記録者氏名	
日 時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
グループ メンバー	
協議テーマ	
内 容	<u>メンバーの意見を否定しないでください</u> <u>気づき、新たな認識、改善方法等を記載してください</u>

○平成 28 年度 生徒指導等の在り方検討ワーキンググループ委員

臨床心理分野（新潟青陵大学教授）	本間恵美子
情報教育分野（敬和学園大学教授）	一戸 信哉
保護者代表（新潟県高等学校 PTA 連合会（巻高 PTA 会長））	吉田 金豊
教育相談分野（チャイルドラインにいがた代表）	小林富貴子
学校関係者（新潟市立葛塚中学校長）	若月 弘久
学校関係者（県立村松高等学校長）	今西 博一
学校関係者（県立巻高等学校教諭）	大野 善
教育行政（県立教育センター指導主事）	吉原 寛
教育行政（県教育庁高等学校教育課長）	飯田 昭男

○会議開催期日

第 1 回	平成 28 年 9 月 23 日
第 2 回	平成 28 年 10 月 17 日
第 3 回	平成 28 年 10 月 31 日
第 4 回	平成 28 年 11 月 16 日
第 5 回	平成 28 年 11 月 28 日
第 6 回	平成 28 年 12 月 6 日
第 7 回	平成 28 年 12 月 14 日
第 8 回	平成 29 年 1 月 16 日
第 9 回	平成 29 年 1 月 30 日
第 10 回	平成 29 年 2 月 13 日
第 11 回	平成 29 年 2 月 28 日
第 12 回	平成 29 年 3 月 15 日

【参考文献】

- ・『生徒指導提要』（平成 22 年 3 月 文部科学省）
- ・『生徒指導を理解する～「生徒指導提要」入門～』
（平成 23 年 3 月 『国立教育政策研究所紀要第 140 集』）
- ・『月刊生徒指導』（学事出版）
- ・『生徒指導リーフシリーズ』
（国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター）
- ・『子供に伝えたい自殺予防』（平成 26 年 7 月 文部科学省）
- ・『保護者、地域と学校の協力のために【保護者等対応事例集】』
（平成 25 年 12 月 広島県教育委員会）
- ・『教師が知っておきたい子どもの自殺予防』（平成 21 年 3 月 文部科学省）

生徒指導研修資料 Vol. 1

平成29年 2 月

新潟県教育庁高等学校教育課

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4-1

TEL 025-280-5124 FAX 025-285-7998